# 市川市物品調達等に係る電子入札による指名競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市川市が発注する物品の購入及び製造の請負(以下「物品調達」という。)並びに物品の売払い(以下「売払い」という。)に係る指名競争入札について、電子入札を行う場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、市川市財務規則(昭和60年規則第4号)その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

- 第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)「電子入札システム」とは、ちば電子調達システムのうちの電子入札システム及び入札情報サービスを利用して、入札案件の公告から案件登録、参加資格確認申請、参加資格確認通知、入札、落札者の決定、開札結果の公開までの一連の事務を行うシステムをいう。
  - (2)「入札情報サービス」とは、ちば電子調達システムの入札情報サービスをいう。
  - (3)「電子入札」とは、電子入札システムを利用して処理する入札及び開札事務をいう。
  - (4)「紙入札参加基準」とは、電子入札の例外として、電子入札に紙媒体により入札に参加するための市川市物品調達等に係る電子入札における紙入札参加の運用基準のことをいう。
  - (5)「紙入札」とは、紙入札参加基準に基づき、紙媒体による入札書等を使用して行う入札をいう。
  - (6)「紙入札業者」とは、紙入札参加基準に基づき、紙媒体による入札書等を使用する当該入札参加者をいう。
  - (7)「入札書受付締切日時」とは、電子入札システムにおいて設定した入札期間の末日の締切日時をいう。
  - (8)「最低価格申込者」とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者をいう。

#### (システムの利用)

- 第3条 電子入札システムの利用に際しては、千葉県電子自治体共同運営協議会が定める ちば電子調達システムの電子入札システム運用基準及び電子入札システム運用要領によ る。
- 2 入札情報サービスの利用に際しては、千葉県電子自治体共同運営協議会が定めるちば電子調達システムの入札情報サービス運用基準及び入札情報サービス運用要領による。

(紙入札の利用)

第4条 電子入札には紙入札参加基準に基づき、紙媒体により入札に参加することができる。この場合において、この要領に定めがない事項については、紙入札参加基準によるものとする。

(対象)

- 第5条 この要領の対象となる案件は、原則として次に掲げるもののうち、市長が必要と 認めるものとする。
  - (1)1件当たりの購入予定額が150万円を超える物品の購入
  - (2)1件当たりの購入予定額が200万円を超える製造の請負
  - (3)重要物品の売払い

(指名業者の選定等)

- 第6条 入札に参加する者に必要な資格は、市川市物品購入業者資格要件等設定要領の例 による。
- 2 物品の購入の指名業者の決定は、次のとおりとする。
  - (1) 1件当たりの購入予定額が2千万円を超える場合は、市川市物品購入に関する審査会運営要綱第2条第1号の規定に基づき、市川市物品購入に関する審査会に諮りこれを行うものとする。
  - (2) 1件当たりの購入予定額が2千万円以下の場合は、契約課長が行うものとする。ただし、購入予定額が500万円を超える備品購入費である場合は、管財部長が行うものとする。
- 3 製造の請負の指名業者の決定は、次のとおりとする。
  - (1) 1件当たりの設計金額が5千万円を超える場合は、市川市建設工事等請負業者資格 審査会運営要綱第2条第1項第2号の規定に基づき、市川市建設工事等請負業者資格 審査会が行うものとする。
  - (2) 1件当たりの設計金額が5千万円以下の場合は、市川市事務決裁規程(昭和62年訓令第4号)別表第1「5工事請負事項 指名業者の決定」に準じ、契約課長と協議を行い、所管部長が行うものとする。ただし、設計金額が500万円以下の場合は、所管課長が行うものとする。
- 4 売払いの指名業者の決定は、次のとおりとする。
  - (1) 1件当たりの物品の売却予定額が500万円を超える場合は、管財部長が行うものとする。ただし、購入予定額が500万円以下の場合は、契約課長が行うものとする。

(指名通知等)

第7条 指名業者への通知は、決定後速やかに、電子入札システムにより通知する。ただ

し、電子入札システムの利用ができない者については、電子メール等により通知する。

(予定価格の設定)

第8条 予定価格の設定者は、市川市事務決裁規程(昭和62年11月14日訓令第4号) 別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適用)

第9条 製造の請負の電子入札において、市川市低入札価格調査制度に関する要綱に定めるものについては低入札価格調査制度を、市川市最低制限価格制度に関する要綱に定めるものについては最低制限価格制度を適用するものとする。

### (見積期間及び入札の期間)

- 第10条 入札価格作成のための見積期間は、次に掲げる期間とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、見積期間は、5日以内に限り短縮することができる。
  - (1)物品の購入については、市川市物品購入指名競争入札実施要領における見積期間の例による。
  - (2)製造の請負については、市川市建設工事等一般競争入札実施要領における入札価格作成のための見積期間の例による。
  - (3)売払いについては、市川市物品売払い指名競争入札実施要綱における見積期間の例による。
- 2 電子入札の入札期間は、2日以上の期間を設けるものとし、開札は、当該期間の最終日の翌日以降とする。ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りでない。

(入札等)

- 第11条 指名業者は、入札書を電子入札システムにより作成し、入札書受付締切日時までに、次の各号に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。ただし、電子入札システム上の都合により提出することができない書類等については、持参等により提出するものとする。
  - (1)誓約書
  - (2)内訳書(提出が必要な入札に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、再度の入札の場合は、前項第2号で規定する内訳書を添付する。
- 3 入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 (入札辞退)
- 第12条 指名業者は、入札書受付締切日時までは、いつでも入札を辞退することができ

る。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札の参加等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 3 入札に参加する者が、入札書受付締切日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

#### (落札者の決定)

- 第13条 開札の結果、物品の購入においては予定価格以内の最低価格申込者を、売払いにおいては予定価格以上の最高価格申者を、落札候補者として決定し、直ちに電子入札システムにより入札に参加した者全員に通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定により低入札価格調査制度を適用する場合は、 市川市低入札価格調査制度に関する要綱第3条第1項に規定する失格判定基準価格以上 の最低価格申込者を落札者として決定し、直ちに電子入札システムにより入札に参加し た者全員に通知するものとする。ただし、市川市低入札価格調査制度に関する要綱第2 条第2項の規定する調査基準価格に満たない入札があるときは、落札保留を通知し、市 川市低入札価格調査制度に関する要綱の落札者の決定の例により入札に参加した者全員 に通知する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条の規定により最低制限価格制度を適用する場合は、 市川市最低制限価格制度に関する要綱第3条に定める最低制限価格以上の最低価格申込 者を落札者として決定し直ちに電子入札システムにより入札に参加した者全員に通知す る。
- 4 前3項の規定にかかわらず、紙入札業者については、落札者となった場合に、電子メール等により通知するものとする。

## (電子くじの実施)

第14条 前条で規定する最低価格申込者又は落札者となるべき者が二人以上あるときは、 当該入札をした者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決 定する。

# (入札の取りやめ等)

- 第15条 入札参加者が1人となった場合は、入札を取りやめるものとする。ただし、再度の入札の場合は、この限りでない。
- 2 市長は、指名業者が連合し、不穏の行動をなし、その他入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 3 市長は、電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明し

たときは、入札の執行の延期又は紙入札へ移行することができるものとする。

(無効とする入札)

- 第16条 次に掲げる入札は、無効とする。
  - (1)指名業者ではない者のした入札
  - (2)連合であると認められる入札
  - (3)電子証明書を不正に使用した入札
  - (4)内訳書の提出が必要な入札において、内訳書の提出のない入札
  - (5)低入札価格調査対象予定の落札候補者が確認書類等に代わる届出を提出した場合における、当該落札候補者のした入札
  - (6)紙入札業者の記名押印を欠く入札
  - (7)紙入札業者の金額を訂正した入札
  - (8)紙入札業者が電子入札により作成した入札
  - (9)その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

- 第17条 市長は、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、開札日の翌日以降に電子入札システムによる再度入札を行うことができる
- 2 再度入札の回数は1回までとする。
- 3 再度入札の期間は、1日以上の期間を設け、開札は入札の期間の最終日以降とする。 ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りでない。
- 4 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、前条各号(第1号を除く。) のいずれにも該当しない者とする。
- 5 再度入札に参加するできる者は、再入札書受付締切日時までは、いつでも再度入札を 辞退することができる。
- 6 再度入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札の参加等について不利益な取 扱いを受けることはない。
- 7 再度入札に参加するできる者が、再入札書受付締切日時までに入札書又は辞退届の提 出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の不調)

- 第18条 入札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合及び入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- 2 市長は前項の規定により入札が不調となった場合は、地方自治法施行令第167条の 2第1項第8号による随意契約を締結することができる。

(開札の立会い)

- 第19条 入札者は、開札の立会いを希望することができる。ただし、公正な入札執行が 阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。
- 2 開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日 (閉庁日を除く。) の午後5時までに 管財部契約課へ問い合わせなければならない。

(低入札調査基準価格等の非公表)

第20条 低入札調査基準価格、失格判定基準価格及び最低制限価格は、落札者の決定前 に公表しないものとする。

(入札結果の公表)

- 第21条 入札が終了し、落札者が決定した後は、直ちに入札情報サービスに入札結果を 公表する。
- 2 公表する内容は、次に掲げる事項とする。
  - (1)物品の購入については、市川市物品購入入札契約に係る情報の公表に関する事務運用要領における契約内容に関する事項の例による。
  - (2)製造の請負については、市川市建設工事等一般競争入札実施要領における入札結果の公表の例による。
  - (3)売払いについては、市川市業務委託契約、賃貸借契約、施設修繕契約等の入札結果の公表に関する事務運用要領における入札結果の公表の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。